

福岡医発第 204 号（地）
令和 8 年 4 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

労働者災害補償保険における意見書等の費用の一部改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきましては、昭和 45 年 5 月 27 日付け基発第 414 号「労働者災害補償保険法第 47 条の 2 の規定による受診命令の取扱いについて」（最終改正：平成 8 年 7 月 24 日付け基発第 479 号）等、各種通達により取り扱われてきたところです。

今般、厚生労働省において、「障害（補償）等給付に係る診断書様式等に関する検討会」の議論を踏まえ、意見書等の費用が別添のとおり改正されるとともに、本年 6 月 1 日以降の診療に適用されることとなった旨、福岡労働局を通じて本会に対して通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、本会ホームページに掲載いたしますことを申し添えます。

➤ 本会ホームページ

【ホーム>医師の皆様>医療保険（労災・自賠医療を含む）>労災・自賠医療】

https://www.fukuoka.med.or.jp/doctors/hoken/_10837.html



福岡労発基 0406 第6号
令和 8 年 4 月 6 日

福岡県医師会長 殿

福岡労働局長
(公印省略)

労働者災害補償保険における意見書等の費用の一部改正について

日頃より労災保険行政の運営につきまして、多大なるご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、標記の件につきまして、別添のとおり改定されましたので、ご連絡いたしますとともに、貴会会員各位に対する周知について、特段のご配慮をお願いいたします。

10年保存
機密性 1
令和8年4月1日 令和18年3月31日

基発 0327 第 12 号
令和 8 年 3 月 27 日

都道府県労働局長 あて

厚生労働省労働基準局長

労働者災害補償保険における意見書等の費用の一部改正について

標記について、昭和 45 年 5 月 27 日付け基発第 414 号「労働者災害補償保険法第 47 条の 2 の規定による受診命令の取扱いについて」（最終改正：平成 8 年 7 月 24 日付け基発第 479 号）等、各種通達により取り扱ってきたところであるが、「障害（補償）等給付に係る診断書様式等に関する検討会」の議論を踏まえ、意見書等の費用を下記のとおり改め、令和 8 年 6 月 1 日以降の診療に適用することとしたので、了知の上、医療機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

1 昭和 45 年 5 月 27 日付け基発第 414 号の改正について

(1) 通達の記の 3 表中、「一般的な医学的事項 7,000 円」を「一般的な医学的事項 8,000 円」に改める。

(2) 通達の記の 3 表中、「特に高度な医学的事項 20,000 円」を「特に高度な医学的事項 22,000 円」に改める。

2 昭和 56 年 9 月 2 日付け基発第 555 号の改正について

(1) 通達の記の 2 の (1) 本文中、「診断書に要する費用の支給額は、正本 1 部につき、前記 1 の (1) は 4,000 円とし、及び 1 の (2) は 5,000 円とする」を「診断書に要する費用の支給額は、前記 1 の (1) イ及びロは 7,000 円とし、ハ～ヌ及び 1 の (2) は 6,000 円とする」に改める。

(2) 通達の記の4本文中、「休業(補償)給付請求書における診療担当医の休業に関する証明に要する費用の支給額は、正本1部につき、2,000円とし」を「休業(補償)給付請求書における診療担当医の休業に関する証明に要する費用の支給額は、2,200円とし」に改める。

(3) 通達の記の4本文中、「看護の給付の看護費用の額の証明書における医師又は歯科医師の看護に関する証明に要する費用の支給額は、正本1部につき1,000円とする」を「看護の給付の看護費用の額の証明書における医師又は歯科医師の看護に関する証明に要する費用の支給額は、1,100円とする」に改める。

3 昭和57年6月2日付け基発第384号の改正について

(1) 通達の記の2(1)本文中、「診断書料として1件につき3,000円」を「診断書料として1件につき4,000円」に改める。

(2) 通達の記の2(1)本文中、「「施術効果の評価表」が添付された場合の診断書料は4,000円」を「「施術効果の評価表」が添付された場合の診断書料は5,000円」に改める。

4 昭和60年4月5日付け基発第182号の改正について

(1) 通達の記の2(2)を削除する。

(2) 通達の本文中、「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改める。

(3) 通達の記の3(2)イ(イ)本文中のなお書きを削除する。

(4) 通達の記の3(2)イ(ロ)本文中の「及びR I C地方事務所長」を削除する。

(5) 通達の記の3(2)ロ(イ)本文中の「診機様式第16号」を「診機様式第1号の3」に改める。

5 平成8年7月24日付け基発第479号の改正について

(1) 通達の前文、記の2(2)本文及び別表2について、平成13年11月1日付け基発第952号による改定を反映させる。

(2) 通達の別表 1 中、「一般的な医学的事項 7,000 円」を「一般的な医学的事項 8,000 円」に、「特に高度な医学的事項 20,000 円」を「特に高度な医学的事項 22,000 円」改める。

(3) 通達の本文中及び別表 2 中、「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改める。

(4) 通達の別表 2 中、平成 13 年 11 月 1 日付け基発第 952 号による改定を反映させる。

(5) 通達の別表 2 中、「20,000 円～50,000 円」を「22,000 円～55,000 円」に、「20,000 円～300,000 円」を「22,000 円～330,000 円」に、「20,000 円～200,000 円」を「22,000 円～220,000 円」に、「50,000 円～200,000 円」を「55,000 円～220,000 円」に、「3,000 円～10,000 円」を「3,300 円～11,000 円」にそれぞれ改める。

(6) 通達の別表 2 中、「20,000 円」を「22,000 円」に、「50,000 円」を「55,000 円」にそれぞれ改める。

6 平成 18 年 7 月 26 日付け基発第 0726006 号の改正について

(1) 通達の記の 1 (3) 本文中、「意見書等を求める事項を、高度な医学的事項ごとに区分し、別表 1」を「平成 8 年 7 月 24 日付け基発第 479 号「労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法第 15 条第 1 項第 3 号に規定する鑑定に係る鑑定料等の改定について」(以下「479 号通達」という。)の別表 1」に改める。

(2) 通達の記の 2 (4) 本文中、「別表 2 の金額の範囲とする」を「479 号通達の別表 2 の金額の範囲とする」に改める。

(3) 通達の記の 3 (3) 本文中、「別表 3 のとおりとする」を「479 号通達の別表 3 のとおりとする」に改める。